

こ 成 母 1 6 8
医政総発 0405 第 1 号
社 援 保 発 第 2 号
社 援 地 発 第 1 号
障 企 発 0405 第 2 号
老 高 発 0405 第 2 号
老 推 発 0405 第 2 号
老 老 発 0405 第 2 号
令和 6 年 4 月 5 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政及び厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号。以下「法」という。)」の一部を改正する「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第12号。以下「改正法」という。)」が施行されました。

○ 今回の改正内容

改正法では、法に規定されている一時金の支給の請求期限(令和6年4月23日)を5年延長することとしています。

法において、国及び地方公共団体は、一時金の支給手続き等についての周知を行うこととされているところですが、改正法附帯決議に掲げられているとおり、一時金の支給対象となる方の多くは御高齢となっていると考えられ一刻の猶予もないことを踏まえ、支給対象となる方に、早急に情報を届けられるよう、様々な場所において、またあらゆる機会を通じて、効果的な周知広報を行う必要があります。

具体的には、対象となる方の多くが、疾病や障害を抱えた方であることが想定されることを踏まえ、知的障害や視覚障害、聴覚障害のある方にも理解いただけるよう、平易な言葉を用いた文章とすることや、点字や手話を用いることなど、情報提供の在り方を工夫しつつ、下記の「1. 周知・広報」のとおり、ポスター・リーフレットの活用等により、積極的な制度の周知広報にご協力をお願いします。

また、優生手術等を受けた方等に身近な地域で安心して相談いただけるよう、下記の「2. 相談支援」のとおり、地方公共団体の一時金支給制度の相談窓口の体制を充実させていただくとともに、相談があった際には、相談者からの話を丁寧に聴取し、一時金の支給対象である可能性がある場合には、一時金の請求につながるよう丁寧な説明をお願いします。

都道府県におかれましては、以上について貴管内の市区町村に周知していただきますようよろしくお願いします。

なお、周知・広報や相談支援に要する費用であって、旧優生保護法一時金支給等業務事務取扱交付金の対象経費に該当するものについては同交付金により交付するものであることを申し添えます。

記

1. 周知・広報

一時金の支給対象者の中には、障害福祉サービス等の行政サービスを利用している者も多いと想定されることから、各市町村においては、例えば以下のような機会等にポスター・リーフレットの配布を行うとともに、必要に応じて、都道府県に設置された旧優生保護法一時金支給担当窓口への案内等を行っていただきますようお願いいたします。

また、「旧優生保護法一時金に係る周知広報について」（令和5年12月21日付こども家庭庁母子保健課旧優生保護法一時金支給業務室事務連絡）においてお送りした「情報入手方法に係るアンケート（請求者等が何を見て一時金制度のことを知ったか。）の集計結果」（別添5）を参考に、各都道府県において、効果的な周知広報を行っていただきますようお願いいたします。

<施設関係>

- ・ 管内の関係施設（医療機関、障害者支援施設、老人福祉施設、救護施設等）を通じた周知広報（ポスター・リーフレットの配布等）

等

<障害福祉関係>

- ・ 療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新の手續等の機会を捉えた案内
- ・ 各種障害福祉サービスの利用手続き等の機会を捉えた案内
- ・ 障害者支援施設へのポスター・リーフレットの配布

等

<介護関係>

- ・ 要介護認定の申請手続き等の機会を捉えた案内
- ・ 介護支援専門員が介護サービス受給者を訪問する機会を捉えた案内
- ・ 介護サービス事業者へのポスター・リーフレットの配布

等

<社会・援護関係>

- ・ 生活保護受給者が福祉事務所に来所した際や、福祉事務所の職員が生活保護受給世帯を訪問する機会を捉えた案内
- ・ 救護施設等に対するポスター・リーフレットの配布
- ・ 生活に困窮する方が相談窓口（自立相談支援機関）に来所した際の案内
- ・ 成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口等に来所した際の案内や社会福祉協議会等が運営する権利擁護センター等へのポスター・リーフレット

トの配布

等

2. 相談支援

法第 12 条第 2 項において、「国及び都道府県は、一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする」とされており、同条第 3 項においては、その際、優生手術等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとされています。そのため、都道府県においては、相談者が相談・請求をしやすい体制を整備いただきますようお願いいたします。

その際、例えば、相談者が安心して相談できるよう、

- ・ 一時金についての専用相談ダイヤルや庁内の専用窓口の設置
- ・ プライバシーに配慮した受付体制の整備
- ・ 障害がある方でも請求が円滑に行えるような配慮（筆談の準備や手話通訳者の配置、ホームページの読み上げ機能の活用等）
- ・ 弁護士会、医療関係者、障害者支援団体等の幅広い関係者の協力を得た相談支援の実施

等の配慮を行うことが考えられるところです。

また、相談内容から一時金の支給対象である可能性があると考えられた場合には、本一時金の請求につながるよう丁寧な説明をお願いします。

一時金支給の請求の意思が明確な場合は、請求書の記載事項に不備があり、又は添付書類に不足がある場合でも、原則、その場で受け付け、不足する書類などがあれば、受付後に補正する対応をお願いします。

請求の受付後、速やかに都道府県が保有する記録の調査や職員への聴取を行い、並行して、関係機関（医療機関、福祉施設、市町村等）に対し、記録の調査等を行い、その結果を報告するように求めることとなるため、相談支援の段階から、これらの関係機関と緊密に連携するようお願いいたします。

別添 1：旧優生保護法一時金ポスター

別添 2：旧優生保護法一時金リーフレット

別添 3：分かりやすい旧優生保護法一時金リーフレット

別添 4 : 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等
に関する法律の一部を改正する法律関係資料

別添 5 : 情報入手方法に係るアンケート（請求者等が何を見て一時金制度のこ
とを知ったか。）の集計結果

（照会先）

こども家庭庁成育局母子保健課

電話：03-6862-0565

旧優生保護法による 優生手術などを受けた方へ 一時金を受けとることができます。

「旧優生保護法一時金支給法」の趣旨について

平成31年4月24日に「旧優生保護法一時金支給法」が成立し、公布・施行されました。

法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方
（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）

② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方
（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

一時金の金額

320万円（一律）

請求手続きについて

- 請求期限は、令和11年4月23日です。
- お住まいの都道府県の窓口で請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- 請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、旧優生保護法一時金の特設サイトに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

【請求期限：令和11年4月23日】

法改正により、請求期限が5年延長されました。

お問い合わせ先

具体的な一時金の請求や相談に関することは、
お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。



旧優生保護法一時金
特設サイト

こども家庭庁
旧優生保護法一時金相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753
✉ メールアドレス ichijikin@cfa.go.jp
🕒 受付時間 10:00～17:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

こどもまんなか
こども家庭庁

旧優生保護法による 優生手術などを受けた方へ 一時金を受けとることができます。

「旧優生保護法一時金支給法」の趣旨について

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方

（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）

② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方

（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

一時金の金額

320万円（一律）です。

※支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

請求手続きについて

- 請求期限は、令和11年4月23日です。
- お住まいの都道府県の窓口にご請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- 請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、旧優生保護法一時金の特設サイトに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

請求書の記載事項や添付書類について

▶ 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載してください。

▶ 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。

- ・ 住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
- ・ 現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書（特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください）

※ 心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。

- ・ 上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
- ・ その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関などから入手した優生手術などの実施に関する書類など）
- ・ 一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）

【請求期限：令和11年4月23日】

法改正により、請求期限が5年延長されました。

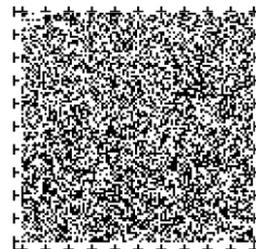
お問い合わせ先

▶ 具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。

▶ また、こども家庭庁にも一時金の制度全般に関する相談窓口を設置しています。裏面をご参照照ください。

こどもまんま

こども家庭庁

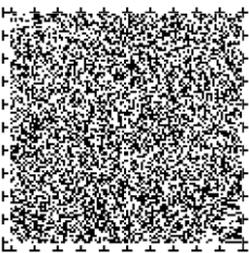


このマークは、視覚に頼れない方などが使う音声コード（Uni-Voiceコード）です。

都道府県 受付・相談窓口 一覧

令和6年4月1日現在

No	都道府県	窓口	電話・FAX・☒メールアドレス・🌐ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711 (専用) FAX 011-232-4240 ☒ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056 (専用) FAX 017-734-8091 ☒ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所	電話 019-624-6015 (専用) FAX 019-629-5464 ☒ AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322 (専用) FAX 022-211-2591 ☒ kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431 (専用) FAX 018-860-3821 ☒ hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459 (専用) FAX 023-625-4294 ☒ yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294 (専用) FAX 024-521-7747 ☒ kosodate@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270 (専用) FAX 029-301-3264 ☒ shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 ☒ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-226-2100 ☒ jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777 (専用) FAX 048-830-4804 ☒ a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085 🌐 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206 (専用) FAX 03-5388-1401 ☒ S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 🌐 https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/user/LoginDispNon.action?tempSeq=5953&accessFrom=
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197 FAX 025-285-8757 ☒ ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525 (専用) FAX 076-444-3493 ☒ akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495 (専用) FAX 076-225-1423 ☒ yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部こども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286 (こども未来課)のほか県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 ☒ kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360 (専用) FAX 055-223-1475 ☒ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143 (専用) FAX 026-235-7170 ☒ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877 (専用) FAX 058-278-3518 ☒ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157 (専用) FAX 054-221-3521 ☒ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009 (専用) FAX 052-954-7493 ☒ kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260 (専用) FAX 059-224-2270 ☒ sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3567 FAX 077-528-4868 ☒ boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100 (専用) FAX 075-414-4792 ☒ kyuhou-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196 (専用) FAX 06-6910-6610 ☒ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439 (専用) FAX 078-362-3913 ☒ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643 (専用) FAX 0742-27-8643 ☒ boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642 (健康推進課)のほか県保健所 FAX 073-428-2325 ☒ e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法相談・請求受付窓口	電話 0857-26-7145 (福祉保健課)のほか県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 ☒ yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012974 (専用)、0852-22-6625 (専用) FAX 0852-22-6328 ☒ kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870 (専用) FAX 086-226-7871 ☒ yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040 (専用) FAX 082-502-3674 ☒ fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946 (専用) FAX 083-933-2759 ☒ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300 (専用)のほか県保健所 FAX 088-621-2843 ☒ kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900 (専用) FAX 087-806-0207 ☒ kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405 (健康増進課)のほか県保健所 FAX 089-912-2399 ☒ healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727 (専用) FAX 088-823-9658 ☒ yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175 (専用) FAX 092-643-3260 ☒ ichijikin@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856 (専用) FAX 0952-25-7300 ☒ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446 (専用) FAX 095-825-6470 ☒ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352 (専用) FAX 096-383-1427 ☒ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760 (専用) FAX 097-506-1735 ☒ sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210 (専用) FAX 0985-26-7336 ☒ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374 (専用) FAX 099-286-5561 ☒ ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	こども未来部子育て支援課母子保健班	電話 098-866-2457 FAX 098-866-2433 ☒ aa031305@pref.okinawa.lg.jp



こども家庭庁旧優生保護法一時金相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 📠 FAX 03-3595-2753

☒ メールアドレス ichijikin@cfa.go.jp

🕒 受付時間 10:00~17:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

※窓口に関する詳細は、旧優生保護法一時金特設サイトや各都道府県のホームページなどをご確認ください。

旧優生保護法一時金特設サイト



きゅう ゆう せい ほ ご ほう
旧優生保護法 による

こ
子どもが できなくなる

しゅ じゅつ ひと
手術などを 受けた人へ

かね
お金を 受けとる ことができます。

きゅうゆうせい ほ ご ほう いち じ きん しきゅうほう
旧優生保護法一時金支給法 について

へいせい ねん がつ きゅうゆうせい ほ ご ほう いち じ きん しきゅうほう ほうりつ
平成 31年 4月 に「旧優生保護法一時金支給法」という 法律 が できました。

ほうりつ ほんにん きも き
この 法律 には 本人 の 気持ち も 聞かれる ことなく

こ しゅじゅつ
子ども が できなくなる 手術 などを 受け

からだ や ころ おお くる いた
からだ や 心 に 大きな 苦しみ や 痛み を 受けた こと について

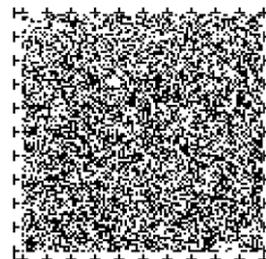
おわび すると かいて あります。

ほうりつ こ しゅじゅつ ひと
この 法律 は 子ども が できなくなる 手術 などを 受けた 人に

かね ばら
お金を 払う ことを さだめて います。

せい きゅう き げん れい わ ねん がつ にち
【請求期限：令和11年4月23日】

ほうかいせい せいきゅうきげん ねんえんちょう
法改正により、請求期限が5年延長されました。



お^{かね}金をうけとることができる 人^{ひと}はどのような人^{ひと}ですか？

しょうわ ねん がつ にち から へいせい ねん がつ にち あいだ
昭和 23年 9月 11日 から 平成 8年 9月 25日 の 間に

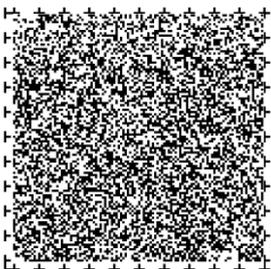
- こ ども が できなくなる しゆじゆつ 手術 を うけた ひと 人
- こ ども が できなくなるように ほうしゃせん 放射線を あてられた ひと 人 です。

うけとる お^{かね}金はいくらですか？

ひとり まん えん
一人 320万円 です。

いつまで て っづ 手続き が できますか？

れい わ ねん がつ にち
令和 11年 の 4月 23日 まで です。



かね を うけとる 手続き の 方法 が
わからなかったり 相談 したい 人は
す と どう ふ けん かていちょう まどぐち
住んでいる 都道府県 や こども家庭庁 の 窓口 に
そうだん
相談 しましょう。

- と どう ふ けん まどぐち つぎ
都道府県 の 窓口 は 次 の ページ にあります。
- かていちょう まどぐち
こども家庭庁 の 窓口

でん わ ばんごう ふあつくす
電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2753

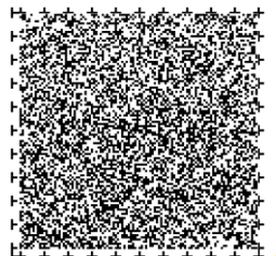
メールアドレス ichijikin@cfa.go.jp

うけつけじかん けつようび きんようび どにちしゆくじつ ねんまつねんし のぞ
受付時間 10:00~17:00 (月曜日 から 金曜日。土日祝日 年末年始 を 除く。)

かね を うけとる ための 方法



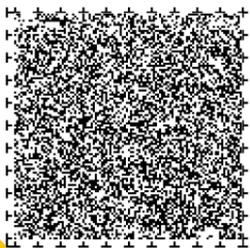
- ① せいきゆうしょ
請求書 を かきます
(せいきゆうしょ の かきかた が わからなかったら と どう ふ けん まどぐち そうだん
請求書 の かき方 が わからなかったら 都道府県 の 窓口 に 相談 できます)
- ② てつづ ひつよう しりよう しゅじゆつ しんだんしょ
手続き に 必要 な 資料 (手術 を うけた こと が わかる 診断書 や
じゅうみんひょう しょうがいしやてちょう て
住民票 や 障害者手帳 の コピー など) を 手に いれます
- ③ す と どう ふ けん まどぐち せいきゆうしょ しりよう だ
住んでいる 都道府県 の 窓口 に ① の 請求書 ② の 資料 を 出します
(ゆうびん
郵便 で おくる こと も できます)



と どう ふ けん の まど ぐち 都道府県の窓口

れいわ ねん がつ にち げんざい
令和6年4月1日 現在

No	都道府県	窓口	電話・FAX・✉ メールアドレス・🌐 ホームページ
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	電話 0120-031-711 (専用) FAX 011-232-4240 ✉ hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 017-734-9056 (専用) FAX 017-734-8091 ✉ kyuyuseihogoho-sodan@pref.aomori.lg.jp
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県保健所	電話 019-624-6015 (専用) FAX 019-629-5464 ✉ AD0007@pref.iwate.jp
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 022-211-2322 (専用) FAX 022-211-2591 ✉ kosodates@pref.miyagi.lg.jp
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 018-860-1431 (専用) FAX 018-860-3821 ✉ hoken@pref.akita.lg.jp
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 023-630-2459 (専用) FAX 023-625-4294 ✉ yusei@pref.yamagata.jp
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	電話 024-521-8294 (専用) FAX 024-521-7747 ✉ kosodate@pref.fukushima.lg.jp
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270 (専用) FAX 029-301-3264 ✉ shoutai1@pref.ibaraki.lg.jp
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	電話 028-623-3064 FAX 028-623-3070 ✉ boshihoken@pref.tochigi.lg.jp
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 027-226-2606 FAX 027-226-2100 ✉ jidouka@pref.gunma.lg.jp
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 048-831-2777 (専用) FAX 048-830-4804 ✉ a3570-12@pref.saitama.lg.jp
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 043-223-2332(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター FAX 043-224-4085 🌐 https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 03-5320-4206 (専用) FAX 03-5388-1401 ✉ S1140201@section.metro.tokyo.jp
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	電話 045-663-1250(専用)、045-210-4727 FAX 045-210-8860 🌐 https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/user/LoginDispNon.action?tempSeq=5953&accessFrom=
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 025-280-5197 FAX 025-285-8757 ✉ ngt040240@pref.niigata.lg.jp
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-444-3525 (専用) FAX 076-444-3493 ✉ akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 076-225-1495 (専用) FAX 076-225-1423 ✉ yuuseihogo@pref.ishikawa.lg.jp
18	福井県	健康福祉部子ども未来課、県内各健康福祉センター	電話 0776-20-0286 (子ども未来課)のほか県内各健康福祉センター FAX 0776-20-0640 ✉ kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 055-223-1360 (専用) FAX 055-223-1475 ✉ kosodate@pref.yamanashi.lg.jp
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 026-235-7143 (専用) FAX 026-235-7170 ✉ boshi-shika@pref.nagano.lg.jp
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 058-272-0877 (専用) FAX 058-278-3518 ✉ yusei-sodan@govt.pref.gifu.jp
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 054-221-3157 (専用) FAX 054-221-3521 ✉ kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 052-954-6009 (専用) FAX 052-954-7493 ✉ kokoro@pref.aichi.lg.jp
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 059-224-2260 (専用) FAX 059-224-2270 ✉ sodachi@pref.mie.lg.jp
25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 077-528-3567 FAX 077-528-4868 ✉ boshihoken@pref.shiga.lg.jp
26	京都府	京都市旧優生保護法一時金相談ダイヤル	電話 075-451-7100 (専用) FAX 075-414-4792 ✉ kyuhu-ichijikin@pref.kyoto.lg.jp
27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 06-6944-8196 (専用) FAX 06-6910-6610 ✉ ysoudan@gbox.pref.osaka.lg.jp
28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	電話 078-362-3439 (専用) FAX 078-362-3913 ✉ kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp
29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0742-27-8643 (専用) FAX 0742-27-8643 ✉ boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 073-441-2642 (健康推進課)のほか県保健所 FAX 073-428-2325 ✉ e0412001@pref.wakayama.lg.jp
31	鳥取県	旧優生保護法相談・請求受付窓口	電話 0857-26-7145 (福祉保健課)のほか県内総合事務所 FAX 0857-26-8116 ✉ yuuseisoudan@pref.tottori.lg.jp
32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0120-012-974 (専用)、0852-22-6625 (専用) FAX 0852-22-6328 ✉ kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp
33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	電話 086-226-7870 (専用) FAX 086-226-7871 ✉ yuuseihogo@pref.okayama.lg.jp
34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 082-227-1040 (専用) FAX 082-502-3674 ✉ fukodomo@pref.hiroshima.lg.jp
35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 083-933-2946 (専用) FAX 083-933-2759 ✉ a13300@pref.yamaguchi.lg.jp
36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	電話 088-621-2300 (専用)のほか県保健所 FAX 088-621-2843 ✉ kosodateouenka@pref.tokushima.lg.jp
37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 087-832-3900 (専用) FAX 087-806-0207 ✉ kodomokatei@pref.kagawa.lg.jp
38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 089-912-2405 (健康推進課)のほか県保健所 FAX 089-912-2399 ✉ healthpro@pref.ehime.lg.jp
39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 088-823-9727 (専用) FAX 088-823-9658 ✉ yuuseihogo@ken.pref.kochi.lg.jp
40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	電話 092-632-5175 (専用) FAX 092-643-3260 ✉ ichijikin@pref.fukuoka.lg.jp
41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	電話 0120-525-856 (専用) FAX 0952-25-7300 ✉ kodomo-katei@pref.saga.lg.jp
42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 095-895-2446 (専用) FAX 095-825-6470 ✉ s04820@pref.nagasaki.lg.jp
43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 096-333-2352 (専用) FAX 096-383-1427 ✉ yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
44	大分県	旧優生保護法相談窓口	電話 097-506-2760 (専用) FAX 097-506-1735 ✉ sodan12210@pref.oita.jp
45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 0985-26-0210 (専用) FAX 0985-26-7336 ✉ kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp
46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	電話 099-286-3374 (専用) FAX 099-286-5561 ✉ ichijikin@pref.kagoshima.lg.jp
47	沖縄県	子ども未来部子育て支援課母子保健班	電話 098-866-2457 FAX 098-866-2433 ✉ aa031305@pref.okinawa.lg.jp



かていちょう とくせつ かくとどうふけん
 くわしくは 子ども家庭庁 の 特設サイト や 各都道府県 の ホームページ など を みてください。
 きゅうゆうせいほごほう ゆうせいしゅじゅつとう うかた
 旧優生保護法一時金特設サイト 「旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ」
<https://www.cfa.go.jp/kyuuyuuseiichijikin/>



旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和六年四月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第十二号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「五年」を「十年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄

請求者の情報入手方法について

情報入手方法について、都道府県から協力いただいただけの請求者等に対してアンケートで聞き取った結果は以下のとおり。

(単位：回答数)

	テレビ	新聞	ラジオ	インターネット (ニュース サイト等)	厚生労働 省・都道府 県のホーム ページ	政府広報	都道府県・ 市町村の広 報誌	自治体から のお知らせ	障害者支援 団体	施設・病院	その他	計
令和元年度	18	15	1	2	0	0	3	3	2	4	4	52
令和2年度	4	10	3	1	2	0	2	4	0	14	2	42
令和3年度	5	4	2	1	3	9	26	2	1	7	0	60
令和4年度	4	4	0	0	0	1	10	3	1	1	3	27
令和5年度	0	1	0	1	0	1	22	2	1	6	0	34
計	31	34	6	5	5	11	63	14	5	32	9	215

※ 複数回答あり。

※ 令和元年度は7月29日～3月31日の回答。

※ 令和5年度は4月1日～3月3日の回答。